

令和 6 年度第 2 回 福岡市地域包括支援地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日 時

令和 7 年 2 月 2 0 日（木） 15 時 30 分～17 時 00 分

2 場 所

天神ビル 9 号会議室

3 出席者

福岡市地域包括支援地域包括支援センター運営協議会委員 11 名

4 開会

5 協議内容

（１）〈協議事項 1〉令和 6 年度地域包括支援地域包括支援センターの運営の評価について 〈協議事項 2〉令和 7 年度地域包括支援地域包括支援センター業務について

事務局

○事務局説明

※資料 1（P1～13）

会長

●質疑応答・意見交換

協議事項 1 の評価について、質問、意見等がございましたら、お願いいたします。

委員

4 ページ（5）居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携について、介護保険法改正の中にも含まれるが、今回、早良区の地域包括支援センターで柔軟な対応していただいた。まず一番に御礼を伝えます。

6 ページの地域ケア会議について、出てきた課題をしっかりと吸い上げて、個別ケアの部分も事業計画等に盛り込み、新たな支援ができる仕組みづくりを今後も継続していただけたらいいと思います。

もう 1 点、今後、予防給付がどうなるかが関わってくるのかなと思います。要支援 1、2 を予防給付として取り上げていくのか、要支援 1、2 の中の総合事業と予防給付の訪問看護、通所リハ、福祉用具等が今後の課題かと思いますので、旬な情報として、発言させていただきました。

会長

事務局の方から何かお答えできる部分があればお願いします。

事務局

課題抽出の難しさはありますが、課題を常に意識しながら、どのように地域のネットワークづくりや、社会資源開発につなげていくかを念頭に置いて、地域包括支援センターと行政とともに、関係機関と連携しながら実施していけたらと思っています。

委員

2 ページの総合相談支援の対応の方向性等の所で、様々な分野の関係機関との連携について、これまで弁護士の方が何らかの形でご協力できているのかどうか質問させていただきたい。弁護士会では、地域包括支援センターの職員に対する

業務支援に力を入れて進めております。何らかの形で今後も協力できることがあるかもしれませんので、情報提供いたします。

会長

総合相談対応は地域包括支援センターの大きな役割ですから、弁護士会からいろいろな情報提供や連携を精力的に進めて、ご協力いただいていると思いますが、事務局の方から何かありましたらお願いします。

事務局

県弁護士会では、各区の地域包括支援センターや地域保健福祉課と連携して勉強会などを開催していただいています。勉強会などを通して顔が見える関係になり、個別でいろいろご相談をさせていただいているところも多くあると伺っております。個別の事案に関しましても法律相談やアウトリーチ支援のご協力をいただいております。業務支援の情報提供もいただきましたので、引き続きご協力をお願いできたらと思っております。

委員

意思決定サポートセンターが発行している、認知症の人の選択支援についてのガイドブックが 3 種類あり、地域包括支援センターの皆さんにも参考になるのではないかと思います。

会長

貴重な情報提供をありがとうございます。

委員

地域住民として、地域包括支援センターごとのばらつきがあるように見えました。自分の住んでいるところはどうなのかと思ってしまう。巡回時に、あまりうまくいってない地域包括支援センターに対して、具体的に他の事例も踏まえて積極的に関わっていただければと思う。委託先の違いもあるかもしれないが、福岡市の事業として全体の底上げができるような働きかけを、市や区がしていただければ、住民として助かります。
これから取り組んでいかなければ、地域共生や地域包括ケアシステムの深化が、どの程度進むのか不安に思います。

会長

地域包括支援センターごとのばらつきや、地域各種団体との連携にも、差があるのではないかとご意見がありました。事務局からお願いします。

事務局

市民サービスに、ここでは良いサービスが受けられ、ここでは受けられないというような状況があってははいけませんので、巡回評価に限らず、常日頃から、徹底して指導を行っているところでございます。地域包括ケア推進課だけではなく、各区地域保健福祉課においては、同行訪問をしたり、地域のネットワークづくりに難しさを感じているところに対しては、一緒に連携して動くようなことがございますので、対応のできていないところがないように徹底して参りたいと思います。

委員	看護協会の取り組みとして、外来看護師の地域包括ケアシステム推進のための研修を今もしているところですが、把握した困難事例等の看看連携を進めているところです。このような連携を今後医療機関との連携の中で考えていただければと思います。
事務局	ぜひ、連携させていただければと思いますので、何かありましたらすぐ地域包括支援センターの方にご連絡いただければと思います。
委員	地域包括支援センターと一番繋がりがあるのは、地域の民生委員だと思っています。毎月定例会ではいろんな情報を提供していただいて、問題があるところについては個別にお話をさせていただいております。ただ自治協議会や公民館との連携は、民生委員としても見えないところであり、地域にどのように降りていくのか想像がつかないところです。民生委員は皆さん忙しく、人数も少ないなか、高齢者はどんどん増えておりまして、いろんなことで相談に行きたくても、なかなか時間がとれないなか訪問にいらしています。 圏域連携会議のような大きな会議が大事かと思っています。個別の相談は頻繁にしていますが、地区の民生委員全員に情報が共有できないところがありますので、ぜひこの大きな会議を年 1 回でよいので、全部の民生委員を地区ごとに集めて、それぞれ民生委員が抱えている問題も違いますので、ぜひそういう場でたくさんお話を聞いていただいて、いろんな支援につなげていただけると嬉しいなと思います。
事務局	圏域連携会議につきましては、ネットワークづくりの貴重な場にもなりますし、地域の課題の把握ということもありますので、各地域包括支援センターに実施をなるべく進めていこう話をしているところです。2025 年を迎え、これからどのように圏域の中で、地域包括ケアを強化していくか方向性も少し提供しながら開催できたらと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。
委員	先ほど地域包括支援センターごとのばらつきという議論があったところの関連ですが、先駆的な取り組みや他の地域包括支援センターができていないことを経費をかけずにできているなどの好事例があれば、他の地域包括支援センターに広め、全体のレベルアップをお願いしたいと思います。
事務局	地域包括支援センターでの特色あるいは活動や、市民の声などでもいいご意見をいただくことがございますので、全センターに展開していきたいと考えております。
委員	2 月に広報誌の介護予防の記事を見たが、高齢者が行くところが高齢者の集まりしかないと感じました。横の繋がりがばかり増やすのではなく、縦の繋がり、例えば学校の行事に高齢者の方もなど、元気な高齢者が行きたくなるような、楽しくなるようなものができたらいいなと思いました。目線を高齢者ばかりではなく、地域の子供も

	障がいの方も全部巻き込んで、みんなで過ごせるような居場所や、繋がりを考えて いただけたらいいなと思いました。
事務局	縦の繋がりや多世代交流というところでは不足している部分があるかと思うので、 今後の取り組みにぜひ入れていきたいと思っております。
会長	協議事項 1.2 についてご承認をいただいたものとして、進めていきたいと思いま す。
	拍手

(2)〈協議事項 3〉介護保険法施行規則の一部改正等に伴う対応について

事務局	○事務局説明 ※資料 1 (P14～16)
会長	●質疑応答・意見交換 福岡市の場合は、他の市町村と比べて、人口が集積をしていますので、専門的 な資格を有している方も、他都市に比べて多いと受けとめることができますが、年度 替わりに配偶者の転勤等で退職せざるを得ないケースもあり、3 職種をきちんと確 保できない場合も出てくるかと思えます。基本的に 3 職種をきちんと配置することが 大原則ですが、現実的にはやむを得ず欠員状態になる状況もございますので、その 辺りをどのように考えていくかということです。ご意見をお願いします。
委員	地域の実情に応じた 3 職種の配置について、年度途中で、職員がどうしても退職 せざるを得ない場合などは、3 職種それぞれ 1 人ずつの配置が原則となると、同職種 で相談したいがなかなか難しいなど、人材育成面で課題があります。単独のセンター を受託されている事業所では特にその傾向が強いと思いますので、2 つの圏域でこの ような形が取れば、受託法人としては非常にありがたいと思います。 1 点質問ですが、区をまたがる連携というのは、現段階で想定されていますか。
会長	関連の質問がありますでしょうか。
委員	委託されている法人がそれぞれ違う場合、うまく連携できるのか疑問に思いました。
会長	主任介護支援専門員のところで何かございますか。
委員	16 ページの、3 の主任介護支援専門員に準ずるものの要件の見直しについて、 市としての考え方で通算 5 年の中で専門 1.2 の研修を受けている者と捉えてよろ しいでしょうか。そして地域包括支援センターで主任ケアマネージャーを受けるとい うのが前提だと思いますが、主任ケアマネージャーの養成研修を優先的に受け入れて

	いますので、しっかり連携を取らせていただきたいと思います。人が足りないのであれば、3 年と緩やかにしてもいいのかなと思いますが、専門 1.2 の研修は受けていた方がいいのかなというのが意見として述べさせていただきます。
会長	3 名の委員の方から、ご意見ご質問も含めていただきましたので、事務局の方をお願いします。
事務局	まず区を跨る場合に、1 つの大きな区域として適用ができるのかと、法人が異なる場合に、連携しながらできるのかということについてですが、介護保険法の改正には、そのような具体的なところまでは記載がありませんので、運営協議会で、それが地域包括支援センターの効果的な運営に資する仕組みとして認めるかどうかになってきます。実際に連携がうまくいくのかという視点で、認めていただいた場合は、事業者が違つか区がまたがる場合も想定できるのかなと考えております。 主任介護支援専門員の要件につきまして、16 ページに示しております改正通知の概要は、国の方から出されている内容となりますので、通算 5 年以上であるものというところも記載されておりまして、福岡市でも同じような形で適用していく要件を追加していきたいと考えているところでございます。
委員	3 職種の配置について 1 つの事業所が複数の地域包括支援センターを持っている中で融通を利かせるという意味かなと思ったのですが、運営協議会が認めれば個々の事業所でもありえないことはないということでしょうか。
会長	委員からもご質問が出ている部分について、地域包括支援センター間の連携ということで、区を越えた形であるとしても、複数の地域包括支援センターを受託している法人では、やりくりできる部分はあろうかと思いますが、1 ヶ所しか受託されていない場合は悩ましいところではありますが、事務局はいかがですか。
事務局	法人もしくは区を跨ぐというのも、可能性としてゼロではないと思っておりますが、事前に法人に聞いた際には、現実的に法人を跨ぐのは難しいという意見が多数ございました。区についてはやり方次第だとは思いますが、所管する区役所が異なるという問題もありますので、今後必要がありましたら運営協議会の方でお諮りしたいと思います。
委員	例 3 のような欠員が生じる圏域への柔軟な配置というのが、1 ヶ所しか受託していない法人でも運用できるなら非常にありがたいと思います。例 3 について、欠員をいずれかの職種で配置した場合でも 3 職種はどこかで揃っているということによろしいでしょうか。
事務局	はい。

会長	平成 18 年度から地域包括支援センターの設置が本格的に始まり、数も増え、運営費もアップしている部分もありますから、人材確保の苦労はあろうかと思いますが、ぜひ、市民への業務を推進するということで、努力していただければと思います。20 の政令市の中では運営費も努力されている部分があろうかと思うので、何とかご協力をいただければと思います。
委員	14、15 ページの内容は、今後の形ということでは非常に有効なことかと思いますが、15 ページにあるように地域の実情に合わせた職種の配置や加配、例 2 にあるように同職種の先輩職員の O J T を目的にされるのは非常にいいことだと思いますが、先ほども言われた通り、単独法人はなかなか難しいと思います。地域ごとのニーズも異なりますので、受託法人が異なっても、実施できる仕組みがあったらいいのかなと思います。 例えば人口流動が激しい地域や、高齢化率が非常に高い地域など、地域ニーズはそこそこで異なりますので、職員の質や加配を、区ごとに検討できるような仕組みを検討されてもいいのかなと思います意見を述べさせていただきました。
委員	地域包括支援センターは、日曜日は動かないでしょうか。
事務局	緊急の権利擁護に関する虐待については、24 時間 365 日体制で電話相談を受けるようにしております。そして地域包括支援センターが開設していない、平日、土曜日の夜や日曜日などは、電話対応ができるようになっておりますので、もし地域包括支援センターにお電話をしていただいた場合は、適切に対応できるような仕組みになっております。 人が行って対応しなければいけない事象が生じた場合は、区に連絡が入りまして、受ける体制になっておりますので、そのような形で、対応させていただけたらなと思っております。
会長	もともと土曜日は開所していなかったが、市民からのご要望があり、土曜日も開所するようになりました。地域包括支援センターの職員配置のやりくりが大変重要でありまして、人材の確保と、日曜日に開所する場合には、また運営費の増額も出てくるので、今後の課題ということでよろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、協議事項 3 についてご承認をいただけますでしょうか。 拍手

(3)〈協議事項 4〉地域の実情に応じた 3 職種の配置について

事務局	○事務局説明 ※資料 1 (P17) 補足資料 1
会長	●質疑応答・意見交換 何かお尋ねがありますでしょうか。
委員	差し支えなければこの 4 つの法人はバラバラですか。
事務局	1～3 が福岡市医師会、4 がふくおか福祉サービス協会が受託している圏域になります。
委員	道路挟んで向かいに地域包括支援センターがあり、同じ法人が運営されているのに、西第 7 の社会福祉士が西第 4 に行くことはできないのでしょうか。保健師を 1 人ずつ配置することができないということですか。
事務局	本来であれば、西第 4 でしたら、各職種それぞれ 1 人になりますが、こういった状況の場合、新人保健師が着任した場合に、事務所内の方が教えやすいということで、このような配置の希望が出ているところです。
会長	他にございますでしょうか。それではご承認をいただいたということで。 拍手

(4)〈報告事項 1〉地域包括支援地域包括支援センターの体制について

〈報告事項 2〉地域包括支援地域包括支援センターの運営について

〈報告事項 3〉指定介護予防支援事業に係る評価について

〈報告事項 4〉指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

事務局	○事務局説明 ※資料 2、補足資料 2
会長	●質疑応答・意見交換 何かご質問ご意見ございましたらお願いいたします。
委員	報告事項 4 の、指定介護予防支援等の一部委託ができるようになり、実際事業所も増えていますが、地域包括支援センターから事業所へどれぐらい委託をされていて、地域包括支援センター自体の業務の負担が少しは減ったのか、把握はされていますか。

事務局	事業所への委託は全体の 3 割程度で、地域包括支援センターが管理しながら予防プランを立てていただいています。今年度から直接、介護予防の指定を受けた居宅でも予防プランを立てられることについても、今のところ指定事業所が 50 か所ほどありまして、そこまで数は多くないですが直接プランを立てていく居宅も一部あり、圏域によっては、少し業務の負担軽減ができているという声も聞いております。
-----	---

(5) くまとめ

委員	1 点目、福岡県介護支援専門員協会の県民向け福祉セミナーで、「オレンジ・ランプ」を無料で上映します。また、上映後には、実際のモデルになった丹野さんの放送も流す予定です。ぜひお越し下さい。 2 点目、困難事例についてどのような困難事例を抱えているのか年間で出していたら、個別対応が出てくるのかと思います。 3 点目はお願いします。認知症基本法が変わり、各都道府県政令市が認知症に対する計画を、任意ですが策定するようになっていきますので、福岡市としても介護保険事業計画と、この認知症計画を同時に立てていただけたら嬉しいなと思います。
会長	貴重な情報提供をいただきありがとうございます。
委員	「オレンジ・ランプ」の P R ありがとうございます。ぜひ見てください。認知症基本法の市町村施策については、努力義務になっておりますがぜひ当事者の意見を聞きながら、認知症フレンドリーシティに向けて取り組んで下さい。お願いします。
会長	それでは事務局にお返しします。
事務局	本日は熱心なご議論、また貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。次回の運営協議会は、7 月下旬から 8 月上旬での開催を予定しております。改めてご案内いたします。本日はありがとうございました。

6 閉会